

「高等学校等就学支援金制度」により、 高専（1～3年生）の授業料は、実質無償となります。

公立高校、私立高校だけでなく、高専も無償化の対象です！

※高等学校等就学支援金制度とは？

家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国の社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資するため、国から高等学校等の授業料に充てるために支給されるものです。

※令和8年度から、高等学校等就学支援金の制度が大きく変わる予定です。所得制限が撤廃されるため、**全ての1～3年生が支給対象**となります。支給額は授業料相当額の全額となります。

（国の令和8年度予算成立をもって確定します。）

※「高等教育の修学支援新制度」により、**高専（4～5年生）については、授業料が減免され、給付型の奨学金を受給することができます**（修学支援新制度の対象となるためには、一定の家計状況を満たす必要があります）。なお、**多子世帯の学生に対する授業料無償化も含まれます**（こちらは家計状況の制限はありませんが、多子世帯の条件を満たす必要があります）。